

1 国の動き

年度	内容
平成30年度	○改正社会福祉法の施行（4月） ・「地域共生社会」の実現に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることとされた ・改正法の附則で、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討することとされた
令和元年度	○地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 ・検討結果の最終とりまとめ（12月） ○検討会の結果を踏まえ、社会福祉法改正案を国会に提出（3月）
令和2年度	○改正社会福祉法成立（6月）
令和3年度	○改正社会福祉法の施行（4月） ・「重層的支援体制整備事業」創設（任意事業）

2 重層的支援体制整備事業の概要

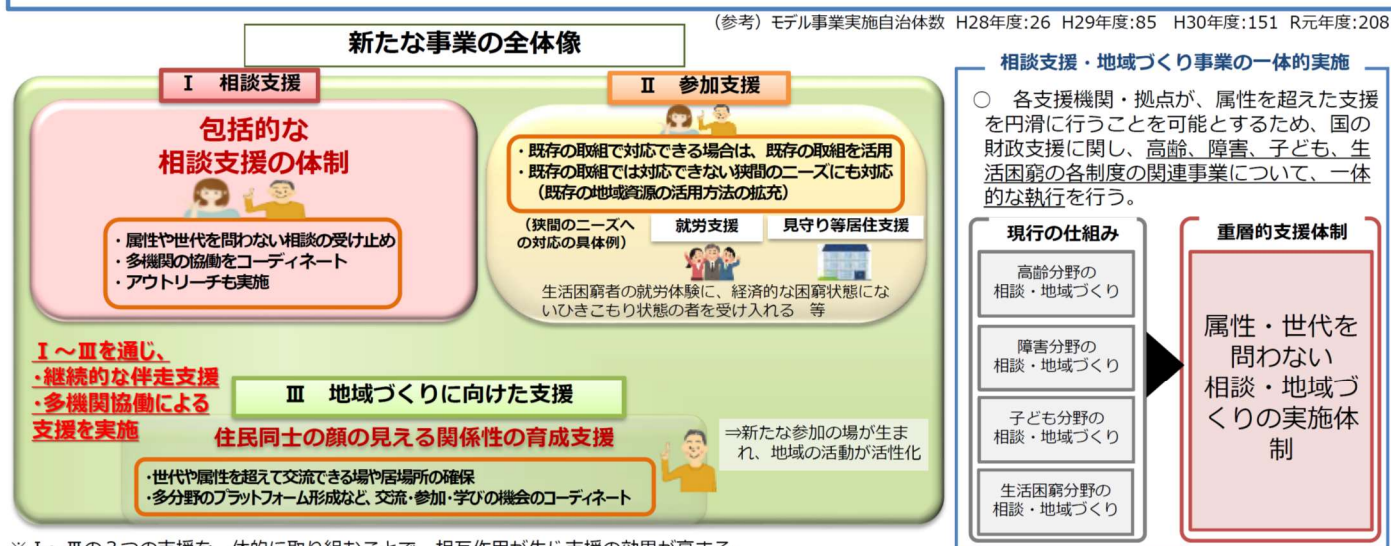
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの

<事業イメージ（厚生労働省資料）>

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



※Ⅰ～Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

<参考> 4年度の他都市の状況

- ①重層的支援体制整備事業
134市区町村
中核市：25市
九州県都：佐賀市
県内：なし
- ②重層的支援体制整備事業への移行準備事業
229市区町村
中核市：14市
九州県都：福岡市、長崎市、熊本市、大分市、鹿児島市
県内：鹿児島市、鹿屋市、霧島市、志布志市、中種子町、大和村、宇検村、和泊町、知名町

3 本市における重層的支援体制整備事業の進め方（案）

(1) 基本的な考え方

- ① 4年度から実施する移行準備事業において、関係課や関係機関等と十分に協議調整を行いながら、重層的支援体制整備事業実施に向けて、課題の抽出・整理を行う。
- ② 既存の相談支援等の取組を生かしながら、行政や関係機関等だけではなく、地域の関係団体とも連携を図り、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に迅速に対応していく仕組みとする

(2) 全体計画

年度	内容
4～	重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施（準備事業は3年間まで実施可） ・庁内連絡会（関係課長で構成）を開催（年4回（予定）） ・多機関協働会議（相談支援機関等で構成）を開催（月1回（予定））
未定（5～6）	重層的支援体制整備事業の実施

<実施イメージ>

